

山形県障がい者雇用優良事業主認定事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県が積極的に障がい者を雇用している事業主を認定し、その取組みを積極的に周知することにより、障がい者雇用に対する理解を増進させ、もって障がい者雇用の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい者 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第2条第2号に掲げる身体障害者、同条第4号に掲げる知的障害者及び同条第6号に掲げる精神障害者（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第1条の4第1号に掲げる者に限る。）をいう。
- (2) 障がい者実雇用率 法第43条第1項に規定する身体障害者又は知的障害者である労働者の数（法第71条第1項の規定により身体障害者又は知的障害者である労働者を雇い入れたものとみなされる場合を含む。以下同じ。）を法附則第3条第1項の規定による読み替え後の法第43条第1項に規定する雇用する労働者の数で除した数をいう。

(認定基準)

第3条 知事は、次に掲げるすべての要件を満たす事業主（国、地方公共団体及び法第43条第6項に規定する特殊法人を除く。）を山形県障がい者雇用優良事業主として認定することができる。

- (1) 県内に所在する事業所全体の障がい者実雇用率が100分の3以上であること。
- (2) 法第43条第1項に規定する身体障害者又は知的障害者である労働者の数が、県内に所在する事業所全体で2名以上であること。
- (3) 特例子会社（法第44条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた子会社をいう。）でないこと。
- (4) 労働関係法令を遵守していること。
- (5) 公序良俗に反する事業を行っていないこと。

(認定の申請)

第4条 前条の規定による認定を受けようとする事業主は、山形県障がい者雇用優良事業主認定申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。

- (1) 事業主の概要を示す資料
- (2) 法第43条第7項の規定により報告した「障害者雇用状況報告書」（直近のものに限る。）の写し（同項の規定による報告の必要がない事業主にあつては、その雇用する者が障がい者であることを証する書類）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(認定の決定)

第5条 知事は、前条の規定により申請書の提出があつた場合は、認定するかどうかを決定し、認定するときは山形県障がい者雇用優良事業主認定証（別記様式第2号）を事業主に交付するものとし、認定しないときはその旨を事業主に通知するものとする。

2 前項の規定による認定の有効期間は、認定証の交付の日から起算して3年を経過する日の属する月の末日までとする。

(認定の更新)

第6条 山形県障がい者雇用優良事業主として認定された事業主(以下「認定事業主」という。)は、認定の更新を希望する場合は、有効期間の満了の日の1月前から15日前までの間に、知事に申請するものとする。

2 前2条の規定は、前項の規定による認定の更新について準用する。

(認定の取消し)

第7条 認定事業主は、第3条各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったときは、山形県障がい者雇用優良事業主変更届出書(別記様式第3号)により知事に届け出なければならない。

2 知事は、認定事業主が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すものとする。

(1) 第3条各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき。

(2) 認定事業主から山形県障がい者雇用優良事業主認定辞退申出書(別記様式第4号)により、認定の辞退の申し出があったとき。

(3) その他認定事業主として適切でない事由が生じたとき。

3 知事は、前項の規定により認定を取り消すときは、山形県障がい者雇用優良事業主認定取消通知書(別記様式第5号)により認定事業主に通知する。

(変更の届出)

第8条 認定事業主は、次のいずれかについて変更があったときは、速やかに、その事実を証する書面を添えて、山形県障がい者雇用優良事業主変更届出書により知事に届け出なければならない。

(1) 名称

(2) 事業所の所在地

(3) 代表者の氏名

(4) その他知事が必要と認める事項

(シンボルマークの使用)

第9条 認定事業主は、別に定めるシンボルマークを会社案内、名刺等に使用することができる。

(普及啓発)

第10条 知事は、認定事業主の障がい者雇用に関する取組みをホームページや発行物等を通じて周知し、障がい者雇用について普及啓発に努めるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、障がい者雇用優良事業主認定事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月5日から施行する。